

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

ページ

### 規 則

○行政組織規則の一部を改正する規則

(人事課)

一

○公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(行政経営推進課)

一

○公有財産規則の一部を改正する規則

(管財課)

二

○県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

(住宅課)

二

### 訓 令 甲

○事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事課)

七

## 規 則

行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年七月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七十四号

行政組織規則の一部を改正する規則

行政組織規則(昭和三十五年宮城県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

第十五条商工経営支援課の分掌事務の項第十二号中「貸金業協会及び」を削る。

別表第二宮城県特別職報酬等審議会の項の次に次のように加える。

宮城県総務部指定管理者選定委員会

総務部が所管する公の施設を管理させる指定管理者に指定しようとするものの選定に関すること。

同

別表第二宮城県行政評価委員会の項の次に次のように加える。

宮城県環境生活部指定管理者選定委員会

環境生活部が所管する公の施設(県民会館及び民間非営利活動拠点施設を除く。)を管理させる指定管理者に指定しようとするものの選定に関すること。

環境生活総務課

別表第二宮城県保健所運営協議会の項の次に次のように加える。

宮城県保健福祉部指定管理者選定委員会

保健福祉部が所管する公の施設を管理させる指定管理者に指定しようとするものの選定に関すること。

同

別表第二宮城県献血推進協議会の項の次に次のように加える。

宮城県経済商工観光部指定管理者選定委員会

経済商工観光部が所管する公の施設を管理させる指定管理者に指定しようとするものの選定に関すること。

経済商工観光総務課

別表第二宮城県多文化共生社会推進審議会の項の次に次のように加える。

宮城県農林水産部指定管理者選定委員会

農林水産部が所管する公の施設を管理させる指定管理者に指定しようとするものの選定に関すること。

農林水産総務課

別表第二宮城県木材流通対策協議会の項の次に次のように加える。

宮城県土木部指定管理者選定委員会

土木部が所管する公の施設を管理させる指定管理者に指定しようとするものの選定に関すること。

土木総務課

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年七月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七十五号

公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成十六年宮城県規則第百七号）の  
一部を次のように改正する。

第三条中「第六条」を「第七条」に改める。  
様式第二号中「第9款」を「第7款」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公有財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年七月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七十六号

公有財産規則の一部を改正する規則

公有財産規則（昭和三十九年宮城県規則第八号）の一部を次のように改正する。  
第四十一条の二第二項中「第四条」を「第五条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年七月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七十七号

県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

県営住宅条例施行規則（平成九年宮城県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。  
第七条第一項中「第十一条」を「第十一条第一項又は第二項」に改める。  
第二十条中「第五十七条」を「第五十八条」に改める。

第三十八条の次に次の一条を加える。

（宮城県県営住宅供給公社による管理）

第三十九条 条例第五十七条第一項の規定により同条第二項各号に掲げる権限を宮城県県営住宅供給公社  
に行わせる場合におけるこの規則の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中  
欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一条	県営住宅	普通県営住宅
第七条第一項	第一項又は第二項	第一項
	県営住宅	普通県営住宅
	知事	宮城県住宅供給公社の理事長
第七条第二項、第八条、第九 条第三項、第十条、第十九 条並びに第三十条第一項、 第二項各号列記以外の部分 及び第三項	知事	宮城県住宅供給公社の理事長
第九条第一項及び第二項	第一項又は第二項	第一項
	知事	宮城県住宅供給公社の理事長
第十九条	普通県営住宅高額所得者明渡 請求書（様式第二十七号）に より、条例第三十四条第一項 の規定による明渡の請求は、 普通県営住宅明渡請求書（県 営住宅運営事業）様式第二十 八号）	普通県営住宅高額所得者明渡請求 書（様式第二十七号）
第三十条第二項第一号	第一項及び第三項	第一項

様式第一号から様式第三号までの規定中「宮城県知事 殿」を  
「宮城県知事（宮城県県営住宅供給公社の理事長）」に改める。

様式第四号中「宮城県知事 殿」を「宮城県知事（宮城県県営住宅供給公社の理事長）」に改める。  
「認定した」と「認定された」と、「決定した家賃」と「決定された家賃」に改める。  
様式第五号中「宮城県知事 殿」を「宮城県知事（宮城県県営住宅供給公社の理事長）」に改める。

様式第六号中「知事の」と「知事（宮城県県営住宅供給公社の理事長）の」と、「知事に」と「知事（宮  
城県県営住宅供給公社の理事長）に」と、「第57条」と「第58条」と、「  
宮城県知事 殿」と「宮城県知事（宮城県県営住宅供給公社の理事長） 殿」に改める。  
様式第七号を次のように改める。







様式第三十六号及び様式第三十七号中「宮城県知事 殿」を「宮城県知事 (宮城県住宅供給公社の理事長) 殿」と改める。

様式第三十八号中「宮城県知事 印」を「宮城県知事 (宮城県住宅供給公社の理事長) 印」と改める。

様式第四十一号を次のように改める。

様式第41号 (第37条関係)

(表面)

第 号	職 名	年 月 日 生
宮営住宅検査員証	氏 名	
宮営住宅条例第五十五条第三項に規定する宮営住宅の検査に当たる者であることを証明する。	年 月 日	
年 月 日		
宮城県知事		
印		

6.0cm

(裏面)

宮営住宅条例 (抜粋)

(注) 条文中括弧書の記載は、第五十七条第三項の規定により読み替えた字句である。

(立入検査)

第五十五条 知事(宮城県住宅供給公社の理事長)は、宮営住宅(普通県営住宅)の管理上必要があると認めるときは、その職員に、宮営住宅(普通県営住宅)の検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。

2 前項の検査において現に使用している宮営住宅(普通県営住宅)に立ち入るときは、あらかじめ当該宮営住宅(普通県営住宅)の入居者の承認を得なければならない。

3 第一項の規定により検査に当たる者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

8.5cm

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の県営住宅条例施行規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の県営住宅条例施行規則の規定によるものとみなす。

訓 令 甲

○宮城県訓令甲第二十五号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年七月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程(昭和三十五年宮城県訓令甲第二十四号)の一部を次のように改正する。  
別表第一各課長の専決事項の項第四号二中「第六条」を「第七条」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十年七月九日から施行する。